

令和8・9年度入札参加資格審査申請の手引き
(測量・建設コンサルタント等委託業務)

橋本市 総務課

受付期間：令和8年1月6日(火)～2月5日(木)

1. 測量・建設コンサルタント等委託業務の入札参加資格審査の申請について

橋本市及び橋本市水道事業が発注する測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、調査業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、事前に資格審査を受け、登録を受ける必要があります。橋本市では、資格審査の時期及び方法等について、橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱（平成18年橋本市告示第155号）を定めています。

つきましては、令和8・9年度の測量等業務に係る入札参加資格の審査を受けようとされる方は、以下の事項に十分留意の上、申請をしてください。

令和6・7年度より申請は原則電子申請となりました。（紙申請も可能です。）

（1）資格審査対象業務

資格審査の対象となる業務は次の6種類です。

- ①測量業務
- ②土木関係建設コンサルタント業務
- ③建築関係建設コンサルタント業務
- ④補償関係コンサルタント業務
- ⑤調査業務
- ⑥その他業務

（2）申込み資格

次の各項目による。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- ②国税、地方税及び市に対する債務を滞納していないこと
- ③法令等の規定によりその営業について免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること
- ④令和8年1月1日現在、引き続き1年以上その営業に従事していること
- ⑤経営状態が健全であると認められること

業務区分別の要件は次のとおりです。

業務区分	要 件	
①測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること。	
②土木関係建設コンサルタント業務	各 21 部門	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録又は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
	地質	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
③建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築土法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
④補償関係コンサルタント業務	土地調査	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
	土地評価	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条第 1 項の規定による登録
		不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条 (不動産鑑定業者であることを証明する書面)

（3）入札参加資格の有効期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

（4）業務区分と業務内容

業務区分	業務の内容
①測量業務	測量一般、地図の作成、航空測量
②土木関係建設コンサルタント業務	各部門に関する事業計画の調査、企画、立案、及び工事の設計若しくは工事監理

③建築関係建設コンサルタント業務	建築工事に関する調査、企画、立案、及び建築工事の設計 若しくは工事監理
④補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊 補償、事業損失、補償関連、総合補償
⑤調査業務	地籍調査、発掘調査、下水道管内TVカメラ調査、漏水調 査、特定建築物等定期調査
⑥その他業務	上記以外の業務

(5) 市内業者として取り扱う要件について

橋本市建設工事における測量・建設コンサルタント等委託業務請負業者を市内業者として取り扱う要件に係る基準（平成27年橋本市告示第149号）第3条に規定する要件を満たす者は、市内業者としての取り扱いとすることができます。

（以下、上記の基準を満たし、市内業者としての取り扱いを希望する者のうち、
第3条第1号のアに該当する者を「市内取扱希望（市内）業者」、
第3条第1号のイに該当する者を「市内取扱希望（市外）業者」、とします。）

注：橋本市内に委任先としての支店（営業所）が必要となります。

橋本市建設工事における測量・建設コンサルタント等委託業務請負業者を市内業者として取り扱う要件に係る基準（抜粋）

（要件）

第3条 測量・建設コンサルタント等委託業務請負業者（以下「請負業者」という。）を市内業者として取り扱うことができる場合は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

- (1) 請負業者が次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 橋本市内に、本社又は本店の所在地（法人にあっては商業登記簿に記載された本店の所在地）があり、かつ、営業の拠点として活動できる事業所がある場合
 - イ 橋本市内に委任先として登録された事業所が営業の拠点として活動できる事業所である場合
- (2) 前号ア又はイにおける営業の拠点として活動できる事業所が、次のアからオまでに掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ア 看板等により当該事業所を特定できる明確な表示があること。
 - イ 営業活動を行い得る人員を配置していること。
 - ウ 営業に必要な事務用什器（机・椅子等）及び事務用機器（電話、ファックス等の通信機器

や複写機等)を備えていること。
エ 営業時間中に電話連絡がとれること。
オ 法人にあっては、原則として事務所として独立していること。ただし、居宅との併用の場合は、事務所専用の出入口があるなど事務所として確立されていること。
(3) 本市に納付すべき市民税又は法人市民税が完納されていること。
(4) 第1号のイに該当する請負業者については、過去5年間に和歌山県内における測量・建設コンサルタント等に関する公共事業の受注実績があること。

(6) 建設工事、測量・建設コンサルタント等委託業務の受注制限について
建設工事、測量・建設コンサルタント等委託業務について、「設計施工分離」の原則から同一の業者が同一の案件（工事）を受注する場合に制限を設けています。

(7) 所在地の記載について
実際の本店所在地と登記上の所在地が異なる場合は、実際の本店所在地で申請してください。

(8) 電子申請にかかる注意点について
PDF形式を指定している提出書類についてはスキャニングや変換処理等によりPDF形式に整理し、申請フォームに添付して提出してください。
提出書類は指定のない場合は全て白黒で問題ありません。
スキャニングは鮮明にしてください。不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼する場合があります。
コンピュータウイルスに感染したデータを添付することの無いよう注意してください。
使用印鑑届の原本は、申請日から参加資格の有効期間終了日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管してください。

(9) 行政書士による代理申請について
本申請を行政書士が代理申請する場合は、申請書類の所定の箇所に行政書士情報を記入してください。また、本申請にかかる委任状（様式は任意）をPDF形式にて提出してください。

(10) 申請書の受付期間
令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）午後5時必着
持参の場合の受付時間は、上記の期間の午前9時から正午、午後1時から午後5時となります。（土曜、日曜、祝日を除く）

(11) 提出方法

橋本市及び橋本市水道事業の入札参加資格審査申請を一括して受付しています。

原則、電子申請により提出してください。

電子申請の場合

令和8・9年度入札参加資格申請フォーム（建設工事：測量・建設コンサルタント等委託業務）
(<https://logoform.jp/form/dD8K/1294165>) より提出してください。

※申請(訂正)期間以外はアクセスできません。

紙申請（郵送・持参）の場合

紙申請の場合は、提出書類を通番順にA4縦の紙ファイル(2穴のもの、色は任意)に綴り、表紙と背表紙に「令和8・9年度入札参加資格審査申請書」、「商号又は名称」を表示してください。また、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と赤書きで表記し、以下の提出場所に郵送・持参してください。

●提出場所 〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市 総務部 総務課 契約検査係

(12) 問い合わせ先

記載事項等不明な点については、次のところへ問い合わせてください。

橋本市 総務部 総務課 契約検査係
電話：0736-33-1218 (直通)

(13) その他

申請書の受領後、受領確認書を電子メールにて送付しますので、申請担当者又は代表のメールアドレスは必ず記載してください。また、行政書士による申請の場合は、行政書士に受領確認書を電子メールにて送付します。

持参による提出の場合、以前は窓口で書類の確認、受領確認書の発行を行っていましたが、令和6・7年度申請より、窓口での書類の確認は行わず受領のみ行い、受領確認書は書類の確認後、原則電子メールにて送付します。

2. 提出書類及び記入要領等 (※ 【】内は電子申請の場合のファイル形式です)

通番	書類の名称【ファイル形式】																																										
	記入方法等																																										
1	<p>提出書類チェックリスト【エクセル形式】</p> <p>申請前に提出書類が全てそろっていることを確認してください。また、提出者確認欄にレ印等を記入してください。</p>																																										
2	<p>測量・建設コンサルタント等委託業務入札参加資格審査申請書【エクセル形式】</p> <p>1) 申請日を記入してください。</p> <p>2) 「商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td><td>(株)</td><td>有限会社</td><td>(有)</td><td>合資会社</td><td>(資)</td></tr> <tr> <td>協同組合</td><td>(同)</td><td>協業組合</td><td>(業)</td><td>企業組合</td><td>(企)</td></tr> <tr> <td>財団法人</td><td>(財)</td><td>社団法人</td><td>(社)</td><td>合名会社</td><td>(名)</td></tr> <tr> <td>特例財団法人</td><td>(特財)</td><td>特例社団法人</td><td>(特社)</td><td>合同会社</td><td>(合)</td></tr> <tr> <td>一般財団法人</td><td>(一財)</td><td>一般社団法人</td><td>(一社)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公益財団法人</td><td>(公財)</td><td>公益社団法人</td><td>(公社)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3) 「代表者氏名」欄の氏名については、姓と名前との間は1文字あけてください。</p> <p>4) 「本社(店)電話番号」及び「本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。</p> <p>5) 「代表メールアドレス」欄については、本市からの種々の連絡に対応可能なアドレスを記入して下さい。</p> <p>6) 「適格請求書発行事業者登録番号」欄については、税務署長の登録を受けた登録番号(インボイス制度における登録番号)を記入して下さい。<u>(必須ではありません)</u></p> <p>7) 「営業年数」欄には、創業からの審査基準日(令和8年1月1日)時点での営業年数を記入してください。営業年数が1年に満たない場合、申し込みできません。</p> <p>8) 「総従業員数」欄には、審査基準日時点で常勤している職員数(事務職及び技術者等)を記入してください。</p> <p>9) 「登記上の本店所在地」欄には、実際の本店所在地と登記上の所在地が異なる場合は、実際の本店所在地を記入してください。同一の場合は「同上」としてください。</p> <p>10) 「申請担当者」各欄については、入札参加資格申請に関する連絡に対応可能な担当者の情報を記入してください。</p> <p>11) 「市内取扱希望」欄には、1. (5)に示す要件に応じて、「市内取扱を希望する(橋本市内に本店がある)」、「市内取扱を希望する(橋本市内に委任先がある)」、「市内取扱を希望しない」のいずれかを記入してください。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	財団法人	(財)	社団法人	(社)	合名会社	(名)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)	合同会社	(合)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)			公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																						
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																						
協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)																																						
財団法人	(財)	社団法人	(社)	合名会社	(名)																																						
特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)	合同会社	(合)																																						
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)																																								
公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)																																								

3	<p>委任状（様式第6号）<u>※委任先がある場合のみ提出【エクセル形式】</u></p> <p>申請者に代わり本市との入札、契約等に関する事務を受任者が行う場合、添付してください。委任事項の一部を抹消する場合は、取り消し線で抹消してください。（見え消しとしてください。）</p>
4	<p>業者カード（様式第7号）【エクセル形式】</p> <p>【1／3 希望業務及び実績高】</p> <p>本市における入札（見積）参加を希望する業務の「希望」欄に「●印」を記入してください。</p> <p>「2年平均実績」欄に全体（全社）の直近2年間の平均実績高（千円単位）を記入してください。</p> <p>業者カードに記載の無い業務を記入する場合は空欄に業務名を記入してください。</p> <p>「登録」欄にはそれぞれの業務の該当する登録を受けている場合は、区分「●印」を記入してください。</p> <p>【2／3 登録証及び技術者】</p> <p>「登録証・許可証」欄には次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記入し、登録証の写しを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 測量業者・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けている場合。 ● 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合。 ● 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合。 ● 建築士事務所・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合。 ● 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合。 ● 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合。(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。) ● 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けているもの。 ● プライバシーマーク取得事業者・・・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が創設したプライバシーマーク制度による登録証の付与を受けている場合。 ● ISO認証・・・該当する規格の認証を受けている場合。 ● その他・・・上記以外の登録等を受けている場合は、当該登録事業名等を空欄に記入してください。

	<p>「技術者」欄にはそれぞれの常勤技術者について記入してください。1人が複数の資格を所持している場合は重複して記入してください。但し、下位の資格との重複は除きます。委任先がある場合は「委任先」欄に、委任先内の有資格者数を記入してください。</p> <p>【3／3 技術者部門情報】</p> <p>RCCM 及び技術士(補)の部門別の常勤者数を記入してください。重複については上記と同様です。</p>
5	<p>登録の証明書（写し）【PDF 形式】</p> <p>業者カードの「登録証・許可証」欄に記入した各登録等についての登録官署又は協会等が発行する証明書等をいいます。申請時において、証明書等の有効期限が切れていないものの写しを添付してください。</p>
6	<p>営業所一覧表（様式第2号）【任意形式】</p> <p>主たる営業所（一般的には本社・本店等）とその他の営業所について記入してください。本社のみの場合も、本社のみ記入してください。</p> <p>この様式は当市様式の内容を満足する任意の様式をもって代えることができます。</p>
7	<p>履歴事項全部証明書又は身分証明書（写し可）【PDF 形式】</p> <p>申請者が法人の場合は、「履歴事項全部証明書」を添付してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、本籍地の市町村長が発行した「身分証明書」を添付してください。</p> <p><u>いずれも申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>
8	<p>納税証明書（国税）（写し可）【PDF 形式】</p> <p>申請者が法人の場合は、納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納でないことの証明）を添付してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、納税証明書その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の未納でないことの証明）を添付してください。</p> <p><u>いずれも申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>
9	<p>市税完納証明書（写し可）【PDF 形式】</p> <p>1. (5) に示す「市内取扱希望（市内）業者」及び「市内取扱希望（市外）業者」は、本市が発行した市税完納証明書（発行機関：税務課）を添付してください。申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</p>
10	<p>印鑑証明書（写し可）【PDF 形式】</p> <p>申請者が法人の場合は、法務局が発行する証明書をいいます。</p> <p>申請者が個人の場合は、住民票のある市町村長が発行する証明書をいいます。</p> <p><u>いずれも申請日より前3ヶ月以内に発行されたものが有効となります。</u></p>

11	<p>使用印鑑届（様式第5号）【PDF形式（カラー）及び原本保管】</p> <p>「使用印鑑」欄には入札、契約時に使用する印鑑を押印してください。委任先がある場合は、その委任先のものを押印してください。</p> <p>「実印」欄には申請者が法人の場合、法務局へ届出済みの代表者印を押印してください。申請者が個人の場合、市町村へ届出済みの代表者印を押印してください。</p> <p>それぞれの印鑑について、複数の印鑑の登録はできません。登録できる印鑑は1種類のみとなります。</p> <p>電子申請の場合、本様式のPDFデータはカラーのみ可とします。また、<u>使用印鑑届の原本は、申請日から参加資格の有効期間終了日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管してください。</u></p>
12	<p>誓約書（様式第8号）【エクセル形式】</p> <p>記載内容をご確認の上、記入してください。内容に誓約できない方は申込みできません。</p>
13	<p>役員等調書及び照会承諾書（様式第9号）【エクセル形式】</p> <p>本市指定の様式です。</p> <p>審査基準日（令和8年1月1日）時点の役員等について記入します。</p> <p>申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書の役員に関する事項に登載されている<u>法人以外の方（個人の方）</u>全員について記入してください。</p> <p>紙申請の場合において、名簿を別紙とする場合は、当市様式の申請者欄に記入のうえ、任意様式の名簿と併せて提出してください。</p> <p>申請者が個人の場合は、事業主の方のみについて記入してください。</p> <p>委任先がある場合はその受任者についても記入してください。</p>
14	<p>資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第11号）【エクセル形式】</p> <p>橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第11号）を提出してください。</p> <p>記載については、「別紙 資本・人的関係のある関連業者の届出について」を参照してください。</p> <p><u>資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格（申請）者の有無に関わらず、必ず提出してください。</u></p>

15	<p>財務諸表等（直前 2 年分）（写し可）【PDF 形式】</p> <p>審査基準日（令和 8 年 1 月 1 日）以前の最後の決算日の直前 2 事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付してください。<u>申請者が個人の場合は、貸借対照表、損益計算書を添付してください。</u></p>
16	<p>技術者経歴書（様式第 3 号）【任意形式】</p> <p>常勤の職員のうち、技術者について記入してください。</p> <p>※ただし、1. (5) に示す「市内取扱希望（市内）業者」及び「市内取扱希望（市外）業者」は、<u>地籍調査業務の経歴（下請け分を含む）を有する技術者を雇用している場合には経歴を証明する書類（契約書の写し等）を添付してください。</u>【PDF 形式】その場合は経歴に記載する全ての地籍調査業務について、経歴を証明する書類【PDF 形式】を添付してください。</p>
17	<p>測量等実績調書（様式第 4 号）【任意形式】</p> <p>入札の参加を希望する業務のみについて、次の業務区分ごとに別葉にしてください。少なくとも前 1 年間の主な完成業務又は着手した未完成業務について記入してください。</p> <p>①測量業務 ②土木関係建設コンサルタント業務 ③建築関係建設コンサルタント業務 ④補償関係コンサルタント業務 ⑤調査業務 ⑥その他業務</p> <p>※1. (5) に示す「市内取扱希望（市外）業者」の場合は、過去 5 年間に和歌山県内における測量・建設コンサルタント等に関する公共事業の受注実績（元請として受注したものに限る）があることを証明する書類（契約書の写し等）を<u>1 件以上</u>提出してください【PDF 形式】。 「市内取扱希望（市内）業者」の場合は提出する必要はありません。</p>
18	<p>電子契約利用申出書（別記様式）【エクセル形式】（任意提出）</p> <p>橋本市では令和 6 年度より建設工事、測量設計委託、物品役務の契約について、電子契約を導入しています。電子契約の利用を希望する場合は、過去に提出済みでも、本様式を提出してください。</p> <p>電子契約の利用には契約責任者の役職、氏名、メールアドレスの登録が必要となります。なお、事務担当者の同情報は任意です。</p> <p>橋本市の電子契約については、橋本市ホームページ「橋本市電子契約ポータル（https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/somu/keiyakukensa/denshikeiyaku/denshikeiyaku_portal.html）」を参照してください。</p>